

平成30年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成30年9月20日(木)

東洋町議会

余 白

平成30年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年9月20日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 小野 正路 君 6番 今宮 裕明 君

平成30年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成30年9月20日(木) 午前9時開議

- | | | |
|---------|--------|---------------------------------------|
| [日程第1] | 認定第1号 | 平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第2] | 認定第2号 | 平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第3] | 認定第3号 | 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第4号 | 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第5号 | 平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第6号 | 平成29年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第7号 | 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第8号 | 平成29年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第9号 | 平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第10] | 議案第31号 | 東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて |

- [日程第11] 議案第32号 東洋町火災予防条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第33号 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第34号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第35号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第36号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第37号 平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第38号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日程第18] 議員派遣について
- [日程第19] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第20] 一般質問

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成30年第3回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、条例2件、補正予算5件、その他1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査、調査の申し出1件の計19件、それと一般質問であります。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

9月13日に、決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、認定第1号、平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない

<p>決算審査特別委員長</p>	<p>ことになっております。</p> <p>その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。</p> <p>なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言のうえ挙手願います。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月13日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>まず、歳入では、空き家対策総合支援事業補助金1083万3480円については、3件分の改修設計は済んでいるが、入札不調により着工には至っておらず、今後は一般競争入札を行う予定である。なお、これまでに、3件完成している。</p> <p>などの質疑、答弁がありました。</p> <p>続いて、歳出の総務費では、東洋町イルミネーションイベント委託料89万2千円については、阿南商工会議所でレンタルしたものを設置し、12月22日から1月8日まで点灯しました。</p> <p>次に、民生費では、緊急通報装置運営委託料142万9920</p>
------------------	---

円については、高知市のマツダ興産に委託しており、1人暮らしの方への声かけや緊急時に緊急連絡先へ連絡するようになっており、現在50件ほどが活用している。

次に、衛生費では、健康管理システム使用料280万1952円については、住民の健康診断、各種検診、予防接種等の受診状況を管理している。

次に、農林水産業費では、ヒラメ購入費111万9968円については、ヒラメの稚魚を8870匹購入し、甲浦、野根の海岸に放流している。

次に、商工費では、観光物産センター改修工事の進捗状況については、施工業者が決定し、改修工事に着手している。

次に、土木費では、老朽住宅除去事業補助金1292万1千円については、1件あたり100万円を限度に補助し、14件分である。

次に、消防費ではコンクリートブロック塀耐震対策事業補助金224万5千円については、避難路に面しているコンクリートブロックを撤去し、フェンスなどに改修するため、1件あたり40万円を限度に補助しており、7件分である。

最後に、教育費では、東洋町史編さんについては、平成30年度完成予定で、3カ年計画で作成しており、事業費全体の見込額は、1677万9960円であるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第1号、平成29年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

	<p>よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第2、認定第2号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p>
<p>決算審査特別委員長</p>	<p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第2号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第3、認定第3号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

<p>決算審査特別委員長</p>	<p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>後期高齢者支援金4923万975円については、社会保険診療報酬支払基金へ支払うもので、後期高齢者医療制度の財源として、被用者保険、国民健康保険などの医療保険から支出される支援金であるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより、討論を行います。</p>

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第3号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第4号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

小松決算審査特別委員長。

<p>決算審査特別委員長</p>	<p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>居宅介護、支援サービス給付費1億7117万6453円については、国保連合会へ支払い、同連合会から介護サービス事業者へ支払われるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第4号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第5号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。

議長

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第5号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求

	<p>めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第6、認定第6号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p>
<p>決算審査特別委員長</p> <p>議長</p>	<p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>下水道受益者負担金84万円については、1件あたり12万円で7件分であるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりまし</p>

た。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第6号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第7、認定第7号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

<p>決算審査特別委員長</p>	<p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましてので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>水道料滞納繰越分収入未済額489万5040円については、滞納件数は30件であるなどの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより、討論を行います。</p>

<p>決算審査特別委員長</p>	<p>まず、反対者の討論はありませんか (なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。 これで、討論を終わります。</p> <p>これより、認定第7号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第8、認定第8号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。 9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成2</p>
------------------	--

9年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。

質疑、答弁の主な内容を報告します。

なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

海の駅内清掃委託料4万7470円については、食堂の床の清掃を業者に委託したなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議長

これより、認定第8号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第9、認定第9号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(小松 熙決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、認定第9号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第10、議案第31号、東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第31号、東洋町地域防災センターの設置及び管理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第32号、東洋町火災予防条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

<p>8 番議員</p>	<p>質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。</p> <p>8 番、福島登君。質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい、早速、質疑に移ります。</p> <p>皆さん、よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 3 2 号、東洋町火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。</p> <p>1 つ目に、第 4 8 条では、防火対象物を利用使用とする者の防火安全性の判断に資するため、すなわち、利用者の利益を考えた条文でありながらですね、命令、または、この条例の規定に違反する旨を公表することができると、公表するかしないか曖昧な書き方になっております。</p> <p>この件について、まずは、お聞きをしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>防火対象物の公表に関しましては、消防法施行令の基準に従って立ち入り検査を実施し、その結果、消防用設備等に指摘事項がある場合、結果通知書とともに改善計画書の提出を求めることとなります。</p> <p>改善計画書が未提出であったり、指摘箇所の改善が見られない場合は、公表を実施する旨の通知文書を送付することとしており</p>

	<p>ます。</p> <p>それでもなお、改善がされない場合において、公表を実施することとしておりますので、法令違反があれば直ちに公表をするのではなく、指摘事項の改善を実施するまでの猶予期間を設けまして、防火対象物所有者自身での、防火安全対策の実施促すことを考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、素直にそのままいこうというふうに思ったんですが、なんか納得というか、最終的に、その従わない場合の、公表することができるというふうになっておることを、ちょっとお聞きしたんで、最終的に、本当に従わなかった場合、今、おっしゃるように、従わなかった場合は、どうなんですか。公表するのですか。すみません、そのことがちょっと、理解ができませんでしたので、よろしくお願ひしたい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>一応、公表することができるということになっておりますの</p>

<p>議長</p>	<p>で、指摘をしている方につきましては、協議なり、計画書の提出を求めて、改善する気持ちがあるのかどうか、そういったところも確かめながらですね、公表の方は検討していければと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。わかりました。</p> <p>次の2つ目に移りたいと思います。</p> <p>議案内容の説明はありましたが、再度ですね、第48条、3(1)、公表の対象となる防火対象物を令別表第1により説明をしていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>お手元に資料を配付しておりますので、ご参照の方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案第32号追加資料総務課という資料となっております。</p> <p>これは、消防法施行令別表第1でございまして、特定防火対象物と非特定防火対象物とにわかれております。</p>

今回の改正では、公表の対象となる内、防火対象物はですね、黄色で着色しておりますけれども、こちらが特定防火対象物でございます。本町で関連しそうな建物、施設などについて、ご説明の方をさせていただきたいと思っております。

消防施行令別表第1、1項口では公会堂や集会場が、4項ではマーケット、その他の物品販売業を営む店舗が、5項イでは旅館、ホテルが、6項イでは病院、診療所が、6項の口では認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設が、2ページ目になりますが、6項のハでは老人デイサービスセンターや保育所が対象となります。

3ページ目をおめくりください。

16項イでは複合用途防火対象物の内、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項、または、9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものとなります。

本町では、31の対象物がございます。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、防火対象物では説明でよくわかりました。

次に移ります。

法の第4条第1項に規定する、立ち入り検査とはどのような検査で、どなたが実施するのか、説明をよろしくお願いします。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>立ち入り検査につきましては、本町は消防事務を室戸市に委託しておりますので、室戸市消防署東洋出張所の職員が実施しております。</p> <p>検査の流れにつきましては、消防法施行令で定める基準に従いまして、自動火災報知設備、スプリンクラー設備などの検査を行っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>最後にですね、この立ち入り検査をいつ頃からというふうにお聞きして、終わろうと思いましたが、今すでに先ほどのご答弁の中で、もうすでに実施しとるということがありましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。失礼します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第32号、東洋町火災予防条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第33号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が3件ありましたので、これを認めます。

まず、6番、今宮裕明君。

質疑を始めてください。

6番議員

(今宮 裕明議員)

私からは、この補正予算の21ページ、7款商工費の一番上の18節、備品購入費、白浜海水浴場海上遊具購入費1650万円

ります。

ただし、設置するには、波が立たない内海でなければ難しいようですので、専門的なスタッフにより、設置が可能か調査中でございます。

また、管理運営につきましては、観光振興協会が担う方向で進めております。

観光振興協会では、8月の19日、20日に鳥取県浦富海岸、兵庫県竹野浜海水浴場を視察し、資料の4ページにあります、管理や運営などについて聞き取りを行っており、それを参考に運営方式などについて詳細を決めていくこととなります。

資料最後のページに、スケジュールがありますが、事業がスムーズにいけば、運営の開始時期は平成31年7月を予定しております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

今宮議員にお答えいたします。

基本的に産建課長が答弁したとおりでございますけれども、私の方から若干の補足説明といたしますか、この扱いといたしますか、答弁させていただきます。

現在検討されております白浜海水浴場でございますけれども、導入に際して適地であるのか、また、どの程度の規模でなら設置可能なのか、あるいはまた、年間を通じて利活用できるのかなど

の検討余地があるのではないかなというふうに考えております。

管理運営を想定をしております、観光振興協会の取組みも、細部を詰めなければならないのではないかなとも認識もしております。

今回予算計上はさせていただいておりますけれども、既設の関係者の方が現地を視察に来ていただけるということでございますので、その条件的に適正地であるのかなどのご意見を参考にしながらですね、予算の執行の可否、やるかやらないかも含めまして、10月中を目処に慎重に判断していきたいというふうに考えております。

現時点での予算枠確保ということですね、各議員の皆さまのご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

6番、今宮裕明君。

6番議員

(今宮 裕明議員)

今、町長の方から補足という形で答弁がございましたが、まだまだ未知数の部分が多くてですね、詰めていかなければならないというところが多々あると思います。

せっかく予算上に上がってきておりますので、ぜひ実現できるように努力をしていただき、そしてまた、大多数の住民が納得できるような結果を私も期待をいたしまして、この質疑を終わりたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

	<p>6番、今宮裕明君の質疑が終わりました。</p> <p>続いて、8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>早速、質疑に移ります。</p> <p>私の方からは、議案第33号、失礼しました。</p> <p>移ります。</p> <p>一般会計補正予算書の16ページにあります、2款総務費6目の地域振興費、13節の委託料の東洋町ふるさと納税PR動画作成委託料1040万円の補正について、財源措置、業者の選定の方法、どのような動画を作成するのか、いつ頃完成して、どのような方法でPR動画を公表するのか、また、公表時に新たに宣伝料が発生しないか、これらのことを詳細な説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>PR動画作成を委託する業者としましては、動画によるPR効果を最大化するためにも、著名な方にご出演をいただきたいと考え、野根川再生計画でも繋がりのあります、竹中直人さんの関連事務所に依頼できればと考えております。</p> <p>完成時期につきましては、ふるさと納税の寄付が集中して参ります、11月までには完成をさせたいと考えております。</p>

また、動画の公表方法としましては、WEBバナー広告やインスタグラムやフェイスブックなど、SNSからの新設する東洋町オリジナルホームページへ誘引し、視聴していただくことを想定をしております。

ふるさと納税に興味のある方に絞って広告を表示させることを検討しております。PR動画には著名な芸能人を起用することにより、ふるさと納税の東洋町のページへのアクセス数の増加に期待できること、また、何十万件もあるふるさと納税の返礼品の中には、東洋町の返礼品と類似するものもたくさんございますので、それらと比較したときに、選択してもらえるように繋げていければと考えております。

また、動画公表示の宣伝料につきましては、委託料に含まれるものとし、新たな費用は発生しないと考えております。

財源につきましては、ふるさと納税を充当して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、説明ありがとうございました。

次の質問に移ります。

通告してありました2つ目の質問については、事前に議長に取り下げをお願いしてありましたので、この文章の2の質問については、取り下げをさせていただきます。

<p>議長</p>	<p>次の質問に移ります。</p> <p>7款商工費、2目観光費、15節の工事請負費の、生見駐車場整備工事1350万円の補正について、施設の内容、管理運営の方法、駐車料金、共用開始の予定時期等の計画をもって、補正予算化されていると思いますので、詳細な説明を求めます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>この生見駐車場整備工事につきましては、高知県観光拠点等整備事業補助金を活用して、整備を行うものです。</p> <p>その中の、自然体験型観光資源強化事業で、高知の自然を活かす自然体験型の観光資源の磨き上げや新たな経済効果を生み出す新資源の創出、県外からの誘客による観光消費拡大に繋がる事業として、要望を行っております。</p> <p>生見駐車場整備工事につきましては、生見地区にある旧の農協があった場所から海岸へ向かった場所にある、町有地を今回駐車場の整備を考えております。</p> <p>施設の内容につきましては、これまでの駐車場のように入出口を設けるゲート式だと、スペースを取り、駐車台数が減ることから、1台ずつにフラップ板を設置する方式を考えております。</p> <p>駐車台数は、約25台を計画しております。</p> <p>管理運営につきましては、町が行うこととなります。</p>

議長	<p>駐車料金につきましては、その他の駐車場と同額の24時間で640円となります。</p> <p>供用開始時期は、平成31年4月を予定しております。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、すみません。</p> <p>ご答弁の最中に、1つ忘れていたことがあります。</p> <p>このCの堤防に書いてある数字、Cですよ。そのこの駐車場についてはですね、奥に住民の方のお墓とかございますが、住民の方の普段の出入り等には支障はないのですか。</p> <p>そのあたりを答弁いただきたいと思います。そうです、住民の移動です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>現在のですね、部落の方が駐車利用しているのは、寺の前の広場ということになっております。</p> <p>現在も無料で駐めているという状況がですね、部落の方からも有料にしたらどうかというふうなお話もいただいておりますので、問題はないというふうに思っております。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>続いて、1番、平山照生君。質疑を始めてください。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>私からは、川口地区体験施設整備工事について質問いたします。</p> <p>体験施設とは、具体的にどのようなものですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>平山議員の質疑にお答えします。</p> <p>この川口地区体験型施設整備工事につきましては、先ほど、福島議員の質疑で説明しました、高知県、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>事業の内容については、福島議員の時に、産業建設課長が、説明してもらった事業の</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その件は、</p>

	<p>(内容について確認)</p> <p>再開します。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>すみません。</p> <p>もう一度説明します。</p> <p>工事についての事業の内容につきましては、先ほど産業建設課長が説明させてもらいました高知県観光拠点等整備事業の補助金を活用して整備を行うものです。</p> <p>施設の具体的な内容につきましては、川口地区にある学校跡地にキャンプ場の整備を行うものになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>具体的にね、施設ですが、今の話は学校の跡を整備するいうだけで、具体的にわからんので、もうちょっと詳しいに、説明できませんか。個別に。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>平山議員、キャンプ場言うた。</p>

1 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>その、うん、キャンプ場聞いたんやけんど、いいです。</p> <p>2 番いきます。</p> <p>一緒ですが、体験整備工事となっております。</p> <p>ほんで、どのような施設を、どのように整備するのか具体的にお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>平山議員の質疑にお答えします。</p> <p>川口地区の旧学校は、以前は川の家としてキャンプ場なども行ってきましたが、施設の老朽化により、取壊しの後は利用をされておりました。</p> <p>そこで、キャンプ場の整備計画を行い、その場所にある公衆トイレも老朽化し、汲取り式でもありますので観光客からは敬遠されがちなことから、トイレを新設し、水洗化することを考えています。トイレの規模については、役場前の駐車場にあるトイレと同等の規模を考えております。</p> <p>また、キャンプ場に付帯する施設として、炊事場の設置を考えております。炊事場については、シンクが3ヶ所の大きさを考えております。</p> <p>なお、トイレ及び炊事場の詳細設計については、今後、設計会社と協議をして決定していきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>本施設を利用する対象は、どういった方々ですか。</p> <p>たとえば、性別、年齢、地区内外の人など、どういう設定をされておりますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>平山議員の質疑にお答えします。</p> <p>キャンプ場ですので、特に、性別や年齢は特定していませんが、主に、県外や町外からの観光客を対象に考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>最後の質問ですが、本施設はどのくらい利用されて、どのような効果が図れると考えておりますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

産業建設課長補佐	<p>手島産業建設課長補佐。</p> <p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>平山議員の質疑にお答えします。</p> <p>どのくらい利用され、どのような効果が図れるかについては、数字的なものは出しておりませんが、キャンプ場を整備することで、今以上に、観光客の増大が見込まれることを考えております。</p> <p>また、現在ある観光体験プログラムや野根川再生計画の、リバー・ウォークなど、自然を体験することができる事業などと連携することにより、キャンプ場の様々な活用を図られることで、観光客の増大となり、地域の消費拡大や発展にも繋がると考えております。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1 番、平山照生君。</p>
1 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>再問です。</p> <p>先ほどの答弁で、やや具体性に欠けるとは思うんですが、この事業が町観光の活性化に貢献されることを期待して、私の質問を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>答弁いらんのですか。</p>

(議席より、はい、いりませんと発言あり)

1番、平山照生君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第33号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。

再開は、10時25分です。

(休憩時間：10時8分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時25分)

日程第13、議案第34号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第34号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第35号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第35号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第36号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とし

ます。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第36号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第37号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第37号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第38号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第38号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更
についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定によ
り、お手元に配布したとおり、10月8日から9日まで東京都の
シェンバツハ・サポーにおいて、平成30年度町村議会広報研
修会、10月15日、高知市の高知城ホールにおいて、平成30
年度議員行政実務研修、10月18日、高知市の高知県立県民文
化ホールにおいて、第59回四国地区町村議会議長会研修会、1
0月28日から29日まで滋賀県湖南市市民産業交流促進施設、
ここぴあにおいて、こにゃん元気市場、11月中旬に、滋賀県湖

南市役所において、湖南省議会との意見交換会へ、それぞれ議員派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第19、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第20、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問とします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと

<p>3 番議員</p>	<p>発言の上、挙手を願います。</p> <p>質問の通告が3名ありました。</p> <p>それでは、順次、これを許します。</p> <p>初めに、小松熙君の質問を許します。</p> <p>件名は、運転免許返納者への補助について、ほか1件であります。</p> <p>答弁者は、町長、担当課長となっております。</p> <p>3番、小松熙君、質問を始めてください。</p> <p>(小松 熙議員)</p> <p>当町は高齢化が進み、運転免許証の返納者が増えているが、返納者に何らかの補助はできないか聞きます。</p> <p>返納者は、返納したくてしたのではなく、高齢か病気で返納せざるを得ず返納している。</p> <p>公共機関の少ない東洋町では、車がなければ生活が不便である。</p> <p>これからも返納者が続くと思うので、対策を考えてほしい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>本町では、平成30年4月から65歳以上で運転免許証を自主返納された方を対象に、運転経歴証明書の交付手数料1100円でございますが、現在、補助をしております。</p>

8月末までの申請件数は3件ございまして、小松議員のご指摘のとおり、本町の高齢化率は50.2パーセントと高く、今後も何らかの事情により、免許証の自主返納が増え続けていくことが想定されます。

現在、免許証を返納された方、車などの移動手段がない住民の方々の支援といたしまして野根地区では奥三地区を中心に福祉バスを運行しており、また、社会福祉協議会では、小売店と連携し、宅配サービスなどを行ってきております。

本町でも返納者への補助制度が始まったばかりでございますが、今日の新聞にも掲載されておりましたとおり、民間事業者のご賛同も得まして、支援の拡充にも繋がってきております。

今後の返納者の状況や比率を把握しながら、海の駅や民間商店との連携など、高齢者への可能なサービスの提起も含め、検討をして参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

3番、小松熙君。

3番議員

(小松 熙議員)

再問です。

免許証の代わりにできるものができれば、提示すれば、バスなんか半額になるところもありますが、ネットで調べると徳島県の南部バスは半額と載っこんですが、高知県の東部バスは載ってないんですね。そこのところを、東部バスにも、町の補助金が出るところですので、それはどうなっているのか聞きたいのです

<p>議長</p>	<p>が。以上。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>東部バスの方ではですね、まだ、そういった取組みの方はされていないとお聞きしておりますので、今後、南部バスの取組みも参考にしながら検討もして参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>続いて、2番のデュアルモードビーグル、DMVですか、があと2年弱で阿佐海岸鉄道に導入されますが、東洋町としてはどのように取組んでいくのか、町長の考えを聞きたいです。</p> <p>世界初のことであり、観光面で利用すれば多大の効果があると思うが、東洋町の整備も必要と考える。</p> <p>また、これは、東洋町だけではなく、海陽町、高知県、徳島県とも連携して、旅行会社との懇談会も重要であると思うがどうでしょうか。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>DMV導入はですね、小松議員、ご指摘のとおりですね、県や国の補助制度を活用しながら、今、準備をしているところがございますけれども、ご指摘のように阿佐等地域におきます広域的な活性化も期待できると考えております。</p> <p>ご提言の旅行会社などとの懇談会といいますか、連携ということでございますけれども、当然に必要なになってくるといふふうに考えております。</p> <p>また、JR四国とのダイヤの調整などの問題も出てくるのではないかなというふうに考えております。</p> <p>導入の進捗状況のこともございますけれども、徳島県、高知県の協力、支援もあろうかと思っておりますので、取組状況や活性化案なども協議会などでも議論されると思っておりますので、今後とも、ご提言なども含めまして、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(議席より、終わりますと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小松熙君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、災害等が予測される場合の情報発信等について、ほか2件であります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、教育長、課長、課長補佐となってお</p>

<p>8 番議員</p>	<p>ります。</p> <p>8 番、福島登君、質問を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい、早速質問に移りたいと思います。</p> <p>1 つ目の件です。</p> <p>災害等が予想される場合の情報発信等についてでございます。</p> <p>1 つ目です。</p> <p>災害が予想される際の、情報、勧告、指示などの情報発信は、メールで発信される緊急速報、Jアラート、防災行政無線の自動放送、適時の防災行政無線の放送での呼びかけなどがありますが、どのような状況が予測される際に放送するのか、まず、現状をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>災害の中で事前に予測されるものにつきましては、避難準備情報を出して、住民に避難の準備を促すとともに、災害弱者に避難の開始を呼びかけておりまして、容易に避難できる時間帯などを判断いたしまして、町内放送や携帯電話へのメールにより、行っております。</p> <p>また、勧告になりますと、人的被害が発生する確率が高まった場合に、地域の住民に避難を促すものでございまして、町内放送</p>

	<p>や携帯電話へのメールのほか、津波警報が発表された場合には、Jアラートも情報の伝達の手段の1つとなって参ります。</p> <p>また、避難指示の場合では、災害が差し迫った危険性がある場合、安全な場所に立ち退くよう指示するものでございますので、記録的短時間大雨情報や大津波警報が発表された場合に、住民への情報伝達といたしまして、町内放送、携帯電話へのメール及びJアラートにより行うことができることとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>1つ再問をよろしくお願いします。</p> <p>この前の21号の時にも野根地区で、かなり長い間の停電もございました。</p> <p>今、説明された情報の伝達方法ですね、全戸停電した場合にですね、どれらは使用できるとか、そういうのが把握できておれば説明をいただきたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えします。</p> <p>停電の場合、光ケーブルによる宅内への放送は当然できません</p>

	<p>が、防災行政無線を使いまして、放送は可能となっております。</p> <p>ただし、屋外に限っての放送となってしまいますけれども、停電の周知は住民の皆さんに行うことができることとなります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>全国各地でですね、いざというときに故障した事例もございます。日頃より維持管理に心がけていただいて、緊急時に備えていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>防災行政無線が聞きづらい、聞き逃した、また、もう一度聞きたいなどの声を住民の方からお聞きすることがございます。</p> <p>土佐市ではですね、防災行政無線が聞きづらい、聞き逃した、もう一度聞きたいなどの際にはですね、指定された電話番号に電話をすれば、過去10回までの防災行政無線の放送内容を音声応答装置によりですね、無料で聞けるサービスの提供を行っています。</p> <p>防災対策の一環として、本町でも、このサービスを導入するお考えがないかどうか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>

福島議員のご質問にお答えします。

本町では、町内スピーカーから放送される災害に関する情報について、防災行政無線と光ケーブルによる有線放送でおこなっております。

防災行政無線につきましては、昭和61年度に整備されましたアナログ無線でありまして、録音機能が付属されていないことから、ご指摘の音声応答装置によるサービスの導入は難しいと判断をしております。

しかしながら、光ケーブルによる有線放送につきましては、光回線のご契約世帯に設置されておりますIP告知端末により、放送内容をご確認いただける録音機能がついております。これは、最大8件まで録音が可能となっておりますので、聞き逃された方は、ぜひ、こちらの方をご活用いただけたらと考えております。

ただし、屋外にいる場合は、直ちに放送内容を確認することが困難であると考えますので、ご理解のほどよろしく願います。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、私も告知端末ですね、放送の確認はしたことが何度もあります。ただ、告知端末はですね、先ほどの質問にもありましたとおり、停電の際には使えません。

ということで、色々難しい点はあるとしてもですね、今後また何かの方法があれば、ぜひ、考えていただきたいとは思っています。

ご答弁ありますか、していただきますか、いいですか、いいですか、次の質問に、はい、次の質問に移ります。かまいませんか。

2つ目です。

東洋町地域防災センターの有効活用等について、お聞きをしたいと思います。

今議会のですね、議案第31号で設置及び管理に関する条例が定められた東洋町地域防災センターの有効活用等については、非常時の防災活動の拠点及び避難所と平常時における防災訓練及び研修の場を提供し、住民の防災に関する知識、技能の普及、防災意識の高揚、災害に強い町づくりの推進などを目的にしていることから、これらに必要な機材や備品、備蓄品等を完備し、ある程度の計画や活用の計画を立てなければ、有効活用に繋がらないと思われます。

今後の整備計画や運用や活用等について、計画があれば、お聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

福島議員のご質問にお答えいたします。

高知県の津波浸水想定におきまして、本庁舎では5メートルの津波浸水が予測されております。

災害対策本部のほか、情報伝達機能などが機能しないことが、想定をされております。

大規模地震などによる災害時には、地域防災センターを

災害対策本部とし、防災機能の維持や業務継続計画の円滑な実施をして参りたいと考えております。

また、防災行政無線においては、デジタル無線への移行を進めております。津波浸水がないと想定されます防災センター3階に親局や放送室を設置する計画でございます。

備蓄品などにつきましては、現在までに生見及び野根地区の防災備蓄倉庫などに、毛布や簡易トイレ、浄水器等を整備し、各地区の防災倉庫には、毛布、簡易トイレのほか、テントや発電機、チェーンソーなど、復旧活動用資機材の整備を進めて参りました。

地域防災センターにおきましては、避難所としての機能も配置していることから、これまでと同様に避難所生活に必要な物資、復旧活動用資機材を整備したいと考えております。

また、通常時における活用といたしまして、防災意識の高揚を図る場所として活用しまして、当面は自主防災組織などによる防災研修や避難訓練などを計画し、使用して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、3つ目の質問に移りたいと思います。

熱中症対策等について、ご質問をいたします。

1つ目です。

この夏は、例年になく猛暑が続き、熱中症の症状で4月30日から7月29日に救急搬送された人数は、全国で5万7534人になり、昨シーズン5月1日から9月30日の5万2984人を既に上回っており、亡くなられた方は125人おられたそうです。

国もですね、熱中症の対策に本格的に取り組むこととなっております。

そこで、町内の一般住民の方及び小中学校と保育園の、この夏の熱中症と思われる方の発生状況と熱中症対策について、現状をまずお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

福島議員のご質問にお答えをいたします。

まずは私から、住民と保育園の状況についてお答えをいたします。

住民で熱中症の疑いのあった人を、関係機関に問い合わせましたところ、甲浦が21人、生見が1人、野根0人、救急搬送で行った方が5人となっております。

熱中症対策としまして、町の方では8月の広報で注意喚起を行っております。それと、厚生労働省作成のポスター及びパンフレットを町関係の施設へ配布、設置をしております。

高齢者の方に対しましては、5月頃から高齢者関係のイベント等の集まりや気になる方には自宅への訪問時にチラシの配布と

<p>議長</p>	<p>注意点等の説明を行っております。</p> <p>保育園につきましては、熱中症の疑いのあった人はおりませんでした。</p> <p>熱中症対策としまして、保育園の方では、水筒を持参してもらっていることと、保育園の方ではスポーツドリンクや塩分などを用意しております、適時摂取をするようにしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>北川教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>私の方からは、小中学校の状態について、ご説明したいと思います。</p> <p>熱中症と思われる発生状況ですが、甲浦小学校は3件、野根小学校は2件、甲浦中学校2件、野根中学校では該当者はおりませんでした。</p> <p>熱中症対策についてですが、学校により熱中症対応マニュアルを配布、また、フローチャートを作成し、校内に展示などをして熱中症の症状や応急手当等について先進的に周知徹底しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>小中学校と保育園の各教室への熱中症対策としてのエアコン設置状況と未設置の教室がある場合の、今後の設置計画等についてお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、私から保育園の状況についてお答えをいたします。</p> <p>甲浦保育園は、ホールと乳児室、調理室、職員室に設置をしております。</p> <p>银杏保育園は、ホールと調理室に設置済みで、今年度に乳児室と職員室に設置を予定しております。</p> <p>私の方からは以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>福島議員の各小中学校のエアコン設置状況と設置計画について、私の方からお答えをいたします。</p> <p>小中学校4校は、パソコン室、図書室、職員室、給食調理室に設置しており、それ以外の特別教室、普通教室等には、現在、未</p>

	<p>設置となっております。</p> <p>今後の設置計画についてですが、今夏の熱中症の状況を見ますと、児童、生徒の健康を守るためには、エアコンの整備は必要不可欠であると認識をしております。</p> <p>現在、この対策に、国も補助枠の拡充を図ると聞いておりますので、管内の小規模校に適応可能な補助要件であるのか、また、柔軟に活用できるのかなどを執行部と協議しながら、できる限り設置可能な方向で検討をして参りたいと思っております。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、ぜひですね、設置に向けて積極的な検討をよろしく願いたいと思います。</p> <p>今年度はですね、猛暑の時期が続いてですね、大変だったと思います。</p> <p>最近の気象状況の変化を見てもですね、来年も猛暑になる可能性がありますので、できるだけ早い対策をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、高島俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、商工持続発展支援事業費補助金交付について、ほか1</p>

町長

(松延 宏幸町長)

高畠議員にお答えをいたします。

4年間やったですかね、商工持続事業発展補助金については、補助要項5年間ということで、限定期間を設けて実施をしてきております。

あと1年ということですが、この補助金もですね、新たに店舗を開業した事案もございまして、一定の効果があつたのではないかなというふうにも思っております。

現在もですね、新規申請の方を優先して交付決定しておりますが、複数回申請の方には、補助率の段階的な引き下げなどによりまして、予算の範囲内で対応してきているという状況です。

単独事業でございまして、できるだけ計画はしていきたいという思いもありますけれども、財政的な判断も考えております。

ご提言の一次産業の農業者への拡充というような要望でございまして、過去にも実施する方向で検討するという答弁も確かにいたしております。

その後ですね、内部で補助要綱案を作成しておりましたけれども、どうしても財政的なこと、訴訟対応なども含めまして、諸事情によりまして、実現はできておりません。

また、補助対象や補助基準などの細部の検討も必要と思っております。といいますのは、農業者への補助制度といいますのは国や県にもたくさんのメニューがあるわけございまして、農協なども対応しきれない場合など、ちょっとした補助金ですね、使い勝手の良いようなものは、なかなかないわけございまして、制度の隙間を埋めるような小さい単独事業についてですね、緊急的な事案などは、通常の補助規則も個別対応でも実施をしてきた

ところですよ。

31年度にどの程度までの限度額が適正なのか、そういったことも含めて予算化が可能であるのかということでございますけれども、毎年ですね、地方交付税が5千万以上減額されてきている現実があるわけございまして、決算審査報告記載のとおりでございます。厳しい予算編成の中で、やりくりをしているところでございます。

商工持続発展補助金の継続のことも含めまして、来年の地方交付税のですね、見込額、若干、来年は増えるのではないかなというような情報もございまして、見込額を慎重に精査して、当初予算編成時期までに、ご提言の件も含めまして、検討したいというふうに思っておりますので、判断したいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、再問ということで、今、町長が考えてくれるということでございますが、ほんまに現状はですね、農林漁業者達にとっても、この仕事、自分の仕事を持続していくということは、非常に厳しいものがあり、当然、商工業者には、支援補助金事業があると聞けばですよ、それも2回3回利用できて利用している者がおると聞けば、やはり、やっぱり、私達にも支援策を考えてほしいというのはもう当然のことであり、あえて言いますが、31年度には、ぜひ、考えてほしいと思います。よろしくお願いた

します。答弁は、いりません。

続きまして、2つ目の質問といたしまして、ふるさと納税について、質問をいたします。

平成28年度9月から始まった、このふるさと納税の積立基金が現時点で5300万ぐらい積み立てていると聞いております。

1、のびのび育てよう東洋町の子ども育成事業、安心して子育てのできる環境整備、3といたしまして、協働のまちづくりの推進、健康づくりの推進、5つ目に、財政基盤の強化と町の活性化、6といたしまして、農業、観光の振興のため、7といたしまして、環境にやさしい町づくりと快適な住環境の整備、8といたしまして、町長お任せコースに活用してくださいと、納税者から託された、お金であります。

町長は、いつ頃、どのような形で活用し始めるのか、お考えをお聞きいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

高島議員、今1から8まで言う、その、住民には、わかりにくいんで、ふるさと納税を何に使ってもらいたいということを先に言うてもらわんと、住民は、ちょっとわかりにくいと思います。

2番議員

(高島 俊彦議員)

納税者から託されたというようなことで。

議長

(西岡 尚宏議長)

そこを言う、ちゃらんと、みんなに・・・

2 番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>ああ、先ね、わかりました。</p> <p>後で言うたらわかりにくかったね。</p> <p>はい、というふうに訂正しておきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高畠議員のご質問にお答えします。</p> <p>私の方からは、平成29年度のふるさと納税の状況について、ご説明をいたします。</p> <p>寄附額が9485万円、件数が1万1260件でございまして、基金への積立額は2650万円となっております。</p> <p>寄附額を分析しますと、事業別の寄附額では、町長お任せコースの申込みが多く、3550万円で全体の37.2パーセントを占めております。</p> <p>地域別では、関東圏からの寄附が多く4470万円で、全体の46.7パーセントを占めており、寄附額の構成では5000円から1万円未満が一番多く3340万円、全体の34.8パーセントを占めております。</p> <p>返礼品の内容では、昨年度に引き続き、ポンカンへの寄附申込みが集中しておりまして、件数で8047件、全体の65.7パーセントでありました。</p> <p>なお、平成28年6月から取組んできております、ふるさと納税の年度ごとの詳細につきましては、ふるさと納税関係資料を作</p>

議長	<p>成しておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島議員、もういいんですか。</p>
2番議員	<p>(議席より、いや、この使い・・・発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p> <p>あっ、松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>寄附金につきましては、総務課長の答弁のとおりでございます。</p> <p>一番要望の多い特定寄附といたしますか、子育て支援策、また、町長お任せコースということになっております。</p> <p>使い道、いつ頃判断するかというようなことでしょうかけれども、いつ頃ということにつきましては、断言はできないわけでございますけれども、以前にもお答えしたように、財政基盤の強化と町の活性化に必要な金額が確保できましたらということで、前にもお答えしたように思っております。</p> <p>目安としてはですね、金額で言えば1億円以上の原資といたしますか、財源の確保が必要と考えております。そこでのやりくりの中で検討して参りたいというふうに思っております。</p> <p>現在も子育て世帯には支援策を講じておりますけれども、もう少し原資を確保してからですね、新たな取組みや、また、拡充し</p>

<p>議長</p>	<p>ていくのか、利活用を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、町長、再問いたします。</p> <p>この積立基金、これはですね、松延町長がふるさと納税者から先ほど読み上げた8項目に使って欲しいと託されたお金であります。</p> <p>来年4月、町長は任期満了であります。</p> <p>次期も出馬してくれるとは思っておりますが、ふるさと納税者の思いに反しないように、よろしくお願ひいたします。</p> <p>終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>答弁はいいですか。</p> <p>(議席より、できたらにしますと発言あり)</p> <p>高島俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p> <p>これにて、本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、平成30年第3回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p>

これにて議会放送を終了いたします。

(閉会時間： 11時15分)

このあと、議員の方々は、議員全員協議会を議員控え室にて開きますので、11時30分からお願いいたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員